調布市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等に 関する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

提出者 調布市教育委員会 教育長 大和田 正 治

## 提案理由

教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等について必要な事項を定め るため、提案するものです。 調布市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任 等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第13条第2項の規定により調布市教育委員会教育長が指名する委員(以下「教育長職務代理者」という。)の権限に属する事務の委任又は臨時代理について、必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任等)

第2条 教育長職務代理者は、法第25条第4項の規定により、教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表することを除く。)を教育部長に委任し、又は臨時に代理させることができる。

附 則

この規則は,公布の日から施行する。